



納税準備預金

2016 年 3 月 1 日現在

商品名（愛称）	納税準備預金
販 売 対 象	法人および 個人事業主の方
期 間	期間の定めはありません。
預 入	
預 入 方 法	随時預入
預 入 金 額	1 円以上
預 入 単 位	1 円単位
払 戻 方 法	・原則として預金者等の租税納付にあてる場合に限り払戻します。 ・租税納付のために払戻すときは、同時に納付書・納税告知書・その他納税に必要な書類を提出していただきます。
利 息	
適 用 金 利	毎日の最終残高について、毎日の店頭表示利率を適用します。
利 払 方 法	年 2 回（3 月・9 月）の当金庫所定の日に元金に組み入れます。
計 算 方 法	毎日の最終残高 1,000 円以上について、付利単位 100 円とした 1 年を 365 日とする日割計算とします。
税 金	・お利息には所得税はかかりませんが、租税納付外の目的で払い戻した場合には、個人の方は 20%（国税 15%・地方税 5%）の税金がかかり、法人の方は総合課税となります。（ただし、預金者が納税貯蓄組合法に基づく納税貯蓄組合の組合員である場合には、その払戻額の合計額が同法に定める一定金額以下のときは、所得税はかかりません。） ※2037 年 12 月 31 日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）の税金がかかります。 ・2016 年 1 月 1 日より、法人がお受け取りをされるお利息については、地方税の特別徴収が廃止となっています。
金 利 情 報 の 入 手 方 法	店頭または当金庫ホームページにてご確認ください。
苦 情 処 理 措 置 紛 争 解 決 措 置	【苦情処理措置】 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総合企画部（9 時～17 時、電話：023-632-2161）にお申出ください。 【紛争解決措置】 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総合企画部または全国しんきん相談所（9 時～17 時、電話：03-3517-5825）にお申出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総合企画部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。